

真室川北部小学校学校いじめ防止基本方針（概要版）

1 いじめの定義

「いじめ」とは、学校に在籍している児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものや感染症等に関する誹謗中傷を含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを言う。

（この際、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合も法が定義するいじめに該当するため、校内組織でしっかり情報を共有する。ただし、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。）

2 いじめ防止等のための取り組み

（1）未然防止について

- 全職員で共通理解・共通認識を図り、いじめ防止に取り組む。
- 教育活動全体において、「いのち」の教育を推進し、自他の存在を認め合う心を育む。
- 児童会「いじめ防止スローガン」の取り組み等、児童の主体的な交流活動を推進する。
- 地域・家庭・学校が連携し、ネット上のいじめの様態を理解する等、情報モラルについて指導する。
- 個々の児童が自己有用感や自己肯定感を高められるような取り組みを、地域や家庭の理解や協力を得て推進し、児童の心を耕し、いじめの未然防止につなげる。

（2）早期発見について

- 定期的に「児童を語る会」を開催し、児童のわずかな変化に気づく体制を整える。
その際、配慮を要する様々な児童への適切な指導や支援を行い、いじめに結びつかないようにする。
- 児童・保護者に対していじめアンケートや、Q Uテストを実施して、分析するとともに、個別の教育相談を充実させる。
- 相談窓口を設置し、いつでも相談できる体制を整え、周知しておく。

（3）いじめに対する措置について

- いじめが疑われる場合、校長・教頭に報告し素早い事実確認を行う。「校内いじめ対策委員会」を開催し、組織的な対応を行う。
- 被害児童に安心感を与え、加害児童には毅然とした態度で指導するとともに、継続した支援を行う。被害児童及び加害児童の保護者に適切に対応する。
- いじめ解消には、①心理的又は物理的な影響を与える行為が 3 か月間止まっている、また②被害児童が心身の苦痛を感じていないという 2 つの要件が満たされていること。

3 いじめの重大事態について

いじめにより被害者の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認められたとき、また、いじめにより被害者が「相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席」することを余儀なくされている疑いがあると認められたとき、重大事態と捉え、教育委員会の指示を受けた場合は、速やかに第三者による調査組織を設け、質問票の使用、その他の適切な方法により重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

※ 相当の期間は、30日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席している場合は目安にかかわらず、教育委員会又は学校判断で迅速に調査に着手する。